様式第６号（第10条関係）

白子町住宅用脱炭素化設備等設置補助金実績報告書

年　　月　　日

白子町長　　　　　　　　　　様

申請者　住所

氏名

電話番号

年　　月　　日付け　　　　　　第　　号をもって白子町住宅用脱炭素化設備等設置補助金の交付決定を受けた補助対象設備の導入が完了したので、白子町住宅用脱炭素化設備等設置補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　円 |
| 工事完了日※電気自動車・プラグインハイブリッド自動車にあっては自動車検査証の登録日 | 年　　月　　日 |
| 私の住民登録について町長が確認することに、□　同意します。　　□　同意しません。　（該当するものに☑）※同意したときは、添付書類のうち(８)の提出は必要ありません。 |
| 下記を確認し、該当するものに☑ |
| □　補助対象設備は未使用品（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車にあっては新車）である。 |
| □　補助対象設備は各法令、制度、手続等に準拠し、設置等されている。 |
| 添付書類(１)　補助対象設備の概要（別記様式第６号別紙）(２)　補助対象設備の設置費等の支払を証する書類・内訳書の写し(３)　補助対象設備の設置状況が確認できる写真（電気自動車等にあっては、保管場所において撮影した写真。）(４)　補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を除く。）(５)　補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、補助対象設備を設置する住宅が第３条第１項第１号に該当することを証する書類(６)　補助対象設備が電気自動車等の場合は、以下の書類　ア　電気自動車等を購入する者が居住する住宅が第３条第１項第２号アに該当することを証する書類　イ　自動車検査証の写し（自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し）　ウ　別表３において、住宅用太陽光発電設備及びＶ２Ｈ充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、Ｖ２Ｈ充放電設備を設置していることを証する書類(７)　補助対象設備がＶ２Ｈ充放電設備の場合は、補助対象設備を設置する住宅が第３条第１項第３号に該当することを証する書類(８)　住民票の写し(９)　その他町長が必要と認める書類 |

様式第６号別紙

補助対象設備の概要

１　家庭用燃料電池システム（エネファーム）

|  |  |
| --- | --- |
| 製造者名 |  |
| 品名番号（発電ユニット） |  |
| 品名番号（貯湯ユニット） |  |
| 製造番号 |  |
| 発電出力（kW） |  |
| 工事完了日 | 年　　月　　日 |
| 停電時自立運転機能 | □　あり |
| 補助対象経費※消費税及び地方消費税を除く。 | 　　　　　　　　　　　　円 |

２　定置用リチウムイオン蓄電システム

|  |  |
| --- | --- |
| 製造者名 |  |
| パッケージ型番 |  |
| SII登録年月日 |  |
| 蓄電容量（kWh） |  |
| 工事完了日 | 年　　月　　日 |
| 住宅用太陽光発電設備 | □　あり　（ 新設 ・ 既設 ）　※該当するものに○ |
| 補助対象経費※消費税及び地方消費税を除く。 | 　　　　　　　　　　　　円 |

３　電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

|  |  |
| --- | --- |
| メーカー名・車名 |  |
| 型式 |  |
| 登録年月日/交付年月日 |  |
| 住宅用太陽光発電設備 | □　あり　（ 新設 ・ 既設 ）　※該当するものに○□　発電した電気を電気自動車等に充電できる。 |
| Ｖ２Ｈ充放電設備※該当する方に☑ | □　あり　（ 新設 ・ 既設 ）　※該当するものに○□　なし |
| 所有者 | 氏名又は名称 |  |
| 住所 |  |
| 使用者 | 氏名 |  |
| 住所 |  |
| 使用の本拠の位置 |  |
| 補助対象経費※消費税及び地方消費税を除く。 | 　　　　　　　　　　　　円 |

４　Ｖ２Ｈ充放電設備

|  |  |
| --- | --- |
| メーカー名 |  |
| 型式 |  |
| 住宅用太陽光発電設備 | □　あり　（ 新設 ・ 既設 ）　※該当するものに○ |
| 電気自動車等 | □　あり　（ 新設 ・ 既設 ）　※該当するものに○ |
| 工事完了日 | 年　　月　　日 |
| 補助対象経費※消費税及び地方消費税を除く。 | 　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助対象経費の10分の１（1,000円未満切り捨て） | 　　　　　　　　　　　　円 |